

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休息日は、  
当日の翌日)

目次  
◇条 例 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

## 条 例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

四十四年

上粟島

米子市彦名町

中層耐火 五、八三〇円

を

四十四年 四十四年

上粟島

米子市彦名町

中層耐火

五、八三〇円

浜坂

鳥取市浜坂

簡易耐火

五、五七〇円

に改め、同表の第二種県営住宅の表中

四十四年

浦安

東伯郡東伯町大字下伊勢

簡易耐火

四、〇〇〇円

を

四十四年	浦安	東伯郡東伯町大字下伊勢	簡易耐火	四、〇
四十四年	宇倍野	岩美郡国府町大字町屋	簡易耐火	三、九
四十四年	浜坂	鳥取市浜坂	簡易耐火	四、二
四十四年	手間	西伯郡会見町天万	簡易耐火	三、八

に改める。

〇〇円

七〇円

〇〇円

九〇円

附 則

この条例は、昭和四十五年三月二十八日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】